

千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題（以下「アルコール関連問題」という。）、薬物依存症に関する問題、ギャンブル等依存症に関する問題（以下これらを総称して「依存症等に関する問題」という。）を抱える者（以下「依存症等者」という。）が健康的な生活を営むことができるよう、依存症等に関する問題の改善に取り組む民間団体が実施する地域生活支援促進事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域生活支援促進事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」及び「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」の取組として実施する次の各号に掲げる活動（以下「依存症民間団体支援事業」という。）とする。

(1) ミーティング活動

依存症等者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動

(2) 情報提供活動

情報提供に使用するリーフレット作成など、依存症等者やその家族の問題の解決に資する情報提供活動

(3) 普及啓発活動

依存症等に関する問題に対する理解促進のための刊行物発行など依存症等に関する問題に対する普及啓発活動

(4) 相談活動

依存症等に関する問題の相談を受ける活動

2 事業の内容は、前項の規定の他、次の各号全ての要件を満たす事業であること。

(1) 依存症対策に資する事業であること。

- (2) 創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な事業であること。
- (3) 営利を目的としない事業であること。
- (4) 県内全域に渡って効果が期待され実施する事業であること、又は県内の複数の市町村の住民等を対象とし効果が期待され実施する事業であること。
- (5) 厚生労働省又は他の地方公共団体から補助や助成を受けていない事業であること。

3 事業目的に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- (1) 事務、事業を実質的に行わず大部分を外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業
- (2) 事業の大部分が設備整備等である事業
- (3) 事業の大部分がその団体に所属する構成員を対象とする、スキルアップや構成員同士の交流を目的とした活動のみで、連携する活動や地域への展開等についての構想がない事業

(補助対象事業者等)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる民間団体は、次の号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) アルコール関連問題・薬物依存症・ギャンブル等依存症のうち少なくとも1つ以上の対策を、依存症それぞれの特性を鑑みて行う団体であること。
- (2) 依存症等に関する問題に取り組み、依存症等者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与する団体で、第2条第1項各号に掲げる活動のうち、いずれかの活動を、年間を通じておおむね月に1回以上実施する団体であること。なお、申請時から遡り過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (3) 千葉県内に主たる活動拠点を持つ団体であること。
- (4) 構成員を5人以上有する団体であること。
- (5) 千葉県内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5割以上有する団体であること。
- (6) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（複数の申請団体で構成員の2分の1以上が共通する場合は、これらの団体は同一団体とみなす。）であること。
- (7) NPOその他営利を目的としない団体であること。

(8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。

(9) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第4条 この補助事業の交付額は、次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額と第3欄に定める上限額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 補 助 対 象 経 費	2 補助率	3 上限額
依存症民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。） なお、地域生活支援事業費等補助金に係る厚生労働省からの内示日以降に実施した事業の経費に限る。 例：ミーティング会場の確保料、情報提供に使用するリーフレット作成経費、依存症等に関する問題に対する理解促進のための刊行物発行に要する費用、相談に同席する専門家への謝金等	1／3	1団体50万円

（申 請）

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）収支予算書（別紙2）
- （3）誓約書（別紙3）
- （4）役員等名簿（別紙4）
- （5）前4号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類等

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、知事が定める期間については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）による。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(承認申請)

第7条 前条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(中止等承認の申請)

第8条 第6条第3号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金事業実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県依存症等に関する問題に取り組む民間団体補助金概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年9月25日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。